

令和3年度 第10回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和4年1月12日（水）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 10名

1番 藤平清子君	1番 渡邊通君
2番 小泉治久君	2番 吉田一男君
3番 柳生利幸君	3番 山崎明君
4番 浅野敬司君	4番 小見川清君
5番 吉田和嗣君	5番 小松崎秀昭君
6番 島田辰男君	6番 福岡みつ子君
8番 横張清彦君	7番 諏訪原早苗君
9番 青山和泉君	8番 野口裕司君
10番 山崎久司君	9番 栗山繁君
	10番 大塚康夫君

4. 欠席委員：農業委員 7番 長谷川義洋 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 農地改良協議に対する決定について

議案第7号 阿見町農地利用最適化推進委員の委嘱の手續に関する要綱の一部を改正する規定について

報告第1号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第5号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

報告第6号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は19で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、2番小泉治久委員・3番柳生利幸委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、9件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日12月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が40a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は、〇〇小学校から北へ約550mに位置しております。作付予定作物は水稲です。もともと賃貸借にて耕作していた田んぼで、合意解約済であります。

整理番号2番、申請日12月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が21a、契約内容は所有権移転売買です。

整理番号3番、申請日12月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が10a、契約内容は所有権移転売買です。

整理番号4番、申請日12月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が3a、契約内容は所有権移転売買です。

整理番号5番、申請日12月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が4a、契約内容は所有権移転売買です。

整理番号6番、申請日12月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が4a、契約内容は所有権移転売買です。

整理番号7番、申請日12月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が10a、契約内容は所有権移転売買です。

整理番号8番、申請日12月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が9a、契約内容は所有権移転売買です。

整理番号2番から6番について、申請地は、〇〇から南へ約250mと南南西へ約350mに位置しております。

整理番号9番、申請日12月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、6筆、面積合計が98a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は、〇〇から南東へ約500mに位置しております。作付予定作物は水稲です。

以上9件、いずれも申請書類及び添付資料等においては、問題となるような項目は見受けられませんでした。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番柳生利幸委員、整理番号2番から9番を4番浅野敬司委員お願いたします。

3番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 4 番： 整理番号 2 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、いずれの申請地も管理は適正に行われ、畑は休耕中、田んぼは耕作中でありました。また、周辺農地の営農への影響もありませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長： これですべて調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 9 番： 整理番号 1 番について、報告事項 6 に記載がありますね。
- 事 務 局： 補足説明いたします。当初、公売の案件でしたので、買受適格証明を発行しています。その後、公売が取下げとなり、民売となりましたので、3 条許可申請となりました。
- 議 長： 他、質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について>

- 議 長： 続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。
- 事 務 局： 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
今回は、3 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。
整理番号 1 番、申請日 1 2 月 2 1 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1 筆、面積が 6 a の内 1 a です。契約内容は一時転用です。申請地は〇〇から北東へ約 400m に位置しており、農振農用地区域内にある農地であるため、一時転用許可申請に係る意見書を申請中で、〇〇土地改良区内であるため、差し支えない旨の意見書が添えてあります。
国道〇〇号線の水道工事受注に伴うもので、工事現場に近い場所において候補地を検討した結果、代替性が無いことを確認しています。
事業計画は、敷き鉄板を行い、資材置場を設置するものです。中間管理事業により賃借権設定されていますが、茨城県農林振興公社に対し同意書の発行願を提出しています。
整理番号 2 番、申請日 1 2 月 2 3 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 3 a です。契約内容は所有権移転贈与です。申請地につきまして、〇〇から北北東へ約 550m に位置し、周囲は農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。
計画内容は、木造二階建て、造成計画は、盛土を行い、周囲は土留め工事をします。用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に浸透枡を設置、汚水雑排水は公共下水道に接続します。資金調達は、住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済であります。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地には含まれておりません。
整理番号 3 番、申請日 1 2 月 2 4 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、4 筆、面積合計が 5 a です。契約内容は所有権移転贈与です。申請地につきまして、〇〇から南南西へ約 250m に位置し、周囲は農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がって

いることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造2階建て、造成計画は、盛土を行い、周囲は法面保護、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に浸透枡を設置し、フロー管を側溝へ接続します。汚水雑排水は合併浄化槽処理後に側溝へ放流します。資金調達は、住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であり、文化財保護法においては、周知の包蔵地には含まれておりません。

以上3件につきまして、建築を伴う案件は、県南県民センター建築指導課との調整の上、また調整中の案件は、内容が確認された場合にあっては、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番柳生利幸委員、整理番号2番を2番小泉治久委員、整理番号3番を8番横張清彦委員お願ひいたします。

3番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われていました。土地利用計画内容については問題なく、必要最小限の面積であり、周辺への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

2番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

8番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

事務局： 補足としまして、整理番号1番の一時転用について、前回、権利設定がある筆については、合意解約手続きを行い許可申請となっていました。一旦解約してしまうと、再度契約となり、手続きが繁雑となります。今回は、同意書の手続きをとることで進めることが可能であることから、耕作に影響のない短期間であれば、今後はこのような方法でとっていきたいと思います。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)>

議 長： 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）
今回は、1件の願出がありました。取下げの意向があるため本件審議は保留とさせていただきます。

議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
議案第3号 現況確認証明の発行については、保留といたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
整理番号1番から9番、地目は田で2筆、10a、地目は畑で15筆、496a、貸し手9名、借り手2名、2社、賃貸借8件、使用貸借1件、新規設定2件、再設定7件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>

議長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について
農地中間管理事業の一括方式による契約となります。
整理番号1番から85番、85筆、地目は田で3筆、50a、地目は畑で82筆、341a、貸し手36名、借り手2社、賃貸借3件、使用貸借82件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり決定いたします。

<議案第6号 農地改良協議に対する決定について>

議長： 続いて、議案第6号 農地改良協議に対する決定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第6号 農地改良協議に対する決定について

今回は、1件の申請がありました。資料の備考欄ですが、土砂搬入予定業者になります。申請人は小作人であり、自ら農地改良を行うものです。申請地ですが、〇〇から東へ約250mの場所に位置しています。

農地改良が必要な理由としまして、手製の自然薯育成箱（縦横2m高さが1.4m程度）を農地に多数設置するのに、低い農地を埋め立てて平らにすることで、耕作の効率化を図りたいと考えています。農振農用地区域外で、埋め立て後の作付け計画は自然薯です。埋め立て土砂について、個人で一度にまとまった量を確保することが困難であるため、搬入の都度「土砂搬出同意書」を提出するとのことでした。

以上、簡単ではありますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番島田辰男委員お願ひいたします。

6番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は既に原野化していて、耕作できる状態にはありませんでした。隣接する農地の一部が碎石敷きであったことから、解消を図ること等を条件に、今回の農地改良協議は、妥当であると判断いたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番： 埋め立てるのに、何㎡入りますか。

事務局： 3mのくぼみがあるので、面積の3倍の㎡になります。個人なので土量の確保が難しく、その都度入れていく予定です。

9番： その都度、確認に行けますか。

事務局： 担当委員、事務局で対応いたします。

会長： 廃棄物対策課も入れた方がいいですね。

事務局： はい。廃棄物対策課の協力も得て実施し、農地法に抵触するようなものがあつた時点ですぐに協議の同意についても、また、違反があればすぐに対応できる準備をしておきます。

残土条例は、農地改良の部分で1,000㎡未満、建設発生土1種から3種であれば、阿見町もしくは隣接市町村から出たもの、それ以外同等の土であれば、基本、建設発生土だと思いますので、その内容の確認は、土砂搬出同意書で確認致します。また搬入の際は、隣接の農地を通らなければならないので、通路や重機を置くスペース、手製の育成箱の資材置場等を含め、制限除外を着手の前に提出をするよう指導します。

議長： 他、質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第6号 農地改良協議に対する決定について、監視、確認をしていく事を条件に、採決をいたします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、条件付きで、議案のとおり承認いたします。

<議案第7号 阿見町農地利用最適化推進委員の委嘱の手續に関する要綱の一部を改正する規定について>

議長： 続いて、議案第7号 阿見町農地利用最適化推進委員の委嘱の手續に関する要綱の一部を改正する規定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第7号 阿見町農地利用最適化推進委員の委嘱の手續に関する要綱の一部を改正する規定について

様式1号、2号が改正になります。今まで推薦者の欄に㊟がありましたが㊟が外れました。町が全庁的に押印の廃止を進めています。農業委員会の所管になっている推進委員の推薦書について押印を廃止します。

農業委員の所管は、町の事務で農業振興課になりますので、今回は推進委員についてのみとなります。

<報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事務局： 報告第1号農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は5件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は16件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は2件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第5号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は9件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第5号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第5号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第6号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務

局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第6号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第6号を終わります。
以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

①今後の予定
1月26日（火）県農：会長研修会 水戸市フェリベール
農業委員、推進委員公募 1月14日（金）まで

②現地調査及び総会の予定
2月現地調査 2月 9日（水）当番農委 4番浅野敬司委員
当番農委 5番吉田和嗣委員
2月定例総会 2月10日（木）午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時00分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印